

市第90号議案

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者の指定

次のように横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定する。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ	鶴見区鶴見中央 三丁目 2 番13号	ふれーゆコミュニティーサポート 代表者 ナイスコミュニティー株式会社 代表取締役社長 黒髪 芳彦	令和 3 年4月 1 日か ら令和 8 年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

ふれーゆコミュニティーサポートの構成員

- 1 鶴見区鶴見中央三丁目 2 番 13 号
ナイスコミュニティー株式会社
代表取締役社長 黒 髪 芳 彦
- 2 東京都北区豊島 1 丁目 34 番 5 号
株式会社ワコーインターナショナル
代表取締役社長 小野澤 実
- 3 東京都北区王子 3 丁目 19 番 7 号
株式会社サンアメニティ
代表取締役社長 吉 澤 幸 夫

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）